

○町県民税の課税計算方法

町県民税は、個人に広く均等に負担していただく均等割と、その方の所得に応じて負担していただく所得割とを合計して課税されます。

均等割	非課税の方を除いて一律に 町民税3,000円 県民税1,000円が課税されます。
所得割	前年（1月～12月）中の所得金額の合計額から所得控除額を差し引いた額に税率をかけて、算出します。 $\text{所得割額} = \left\{ \left(\frac{\text{①所得金額} - \text{②所得控除額}}{\text{課税所得金額}} \right) \times \text{③税率} \right\} - \text{④税額控除等}$

①所得金額

一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。

給与所得や公的年金等の場合は、地方税法で定められた給与所得控除額、公的年金等控除額を差し引いて算定します。

②所得控除額

社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除等があります。

（控除額の詳細は、納税通知書をご覧ください。）

③税率

町民税	県民税
6%	4%

④税額控除

配当控除、調整控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等があります。



※所得28万円は、給与収入に換算すると93万円になります。

○町県民税の課税される方

①平成21年1月1日現在、西原町に住所を有する方。

②平成21年1月1日現在、西原町に事務所・事業所等を有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

○町県民税の非課税

均等割も所得割も課されない非課税の方は下記に該当する方です。

- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- 前年中の所得金額が $280,000円 \times (\text{扶養人数} + 1) + 168,000円$ 以下の方（被扶養者がいない場合は28万円以下の方）

○納付方法

普通徴収：自営業者などの住民税は、納税通知書によって町から納税者に通知され、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納税していただきます。これを普通徴収といいます。

特別徴収：給与所得者などの住民税は、特別徴収税額通知書により、町から給与の支払者を通して通知され、給与の支払者が毎月の給与の支払の際にその人の給与から税金を天引きして、これを翌月の10日までに町に納入していただきます。

これを特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者とよんでいます。特別徴収は、6月から翌年5月までの12ヶ月で徴収することとなっています。（特別徴収の手続きは、勤務先を通してしなければなりません。）

※今年度より、公的年金に係る税額の徴収方法が変更されます。町民の皆様にはご理解いただき、納期内納付にご協力くださいますようお願いいたします。

西原町役場 税務課
町県民税係
☎ 098-945-4729
(内線141・142)
FAX 098-946-6086

町税の納付は、口座振替が便利です。お問い合わせは右記まで・・・

町県民税納税通知書の送付について

町県民税の納付が6月から始まります。平成21年度からは、公的年金からの特別徴収（年金天引き）がはじまります。今月は主に年金天引きと町県民税の課税方法についてお知らせします。

○町県民税の公的年金天引きについて

<対象者は？>

対象者は、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る町県民税の納税義務のある方」です。ただし、以下の方については、対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落としされる町県民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

<引き落としの対象となる年金とは？>

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等をいいます。障害年金又は遺族年金などの非課税の年金からは、町県民税の引き落としはされません。

<引き落としされる町県民税額は？>

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した町県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した町県民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

<引き落としが中止となる場合は？>

引き落とし開始後、町外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により金融機関で納める方法）により納めていただくことになります。

平成21年10月支給分から徴収がはじまります

（例）町県民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

●これまでの納め方

納付書で納める（普通徴収）				
月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

●平成21年度の納め方

納付書で納める（普通徴収）			年金からの引き落とし（特別徴収）		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書等で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを年金から天引きします。

●平成22年度以降の納め方

年金からの引き落とし（特別徴収）						
月	仮徴収（前半）			本徴収（後半）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4・6・8月は、前年度の2月の税額と同額を仮徴収します。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

※公的年金からの特別徴収制度の開始にともない、公的年金に係る税額の徴収方法が公的年金からの特別徴収または普通徴収となるため、給与からの特別徴収は行なわれなくなります。

その他の平成21年度町県民税改正内容

○寄付金控除の拡充

- ①控除方法が所得控除から税額控除へ
- ②摘要下限額の引下げ
(これまで10万円以上が対象⇒5千円以上の寄付金が対象に)

※詳しくは1月号の広報に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

